

## 積算根拠

生息密度調査(糞粒法) 事前調査	<p>一般的な定型業務及び補助員を指導する技術員と、補助員の普通作業員の2人体制で実施。</p> <p>人工数は昨年度実績による。1日(1回)に3箇所実施。</p>				
生息密度調査(糞粒法)	<p>一般的な定型業務及び補助員を指導する技術員と、補助員の普通作業員の2人体制で実施。</p> <p>人工数は、昨年度実績による。1日(1回)に3箇所実施。</p>				
植生調査	<p>一般的な定型業務及び補助員を指導する技術員と、補助員の普通作業員の2人体制で実施。</p> <p>人工数は昨年度実績による。1日(1回)に2箇所実施。</p>				
調査データ整理・入力	<p>データ整理については、業務に携わった技術員とし、専門知識を要しないデータ入力作業については、技術員の指示の下に行う作業であることから、軽作業員が実施。</p> <p>○データ整理 ※データ入力の指示、入力内容の確認を含む データ整理時間：15分/件 <math>15分 \times 100件 \div 60分 = 25時間</math> <math>25時間 \div 8時間 = 3.13人日/100件</math></p> <p>○データ入力 データ入力時間：10分/件 <math>10分 \times 100件地点 \div 60分 = 16.66時間</math> <math>16.66時間 \div 8時間 = 2.08人日/100件</math></p>				
打合せ協議	<p>業務着手時1回、中間2回、完了時1回の計4回実施する。</p> <p>業務全体を把握し、現場担当者を指導する立場にある主任技師1人と実施し、1回あたり2時間とする。</p>				
生息密度分布図 (IDW法)等作成	<p>本業務は山林での現地業務であり、治山林道必携 調査・測量・設計編(令和7年度版)計画作成等業務 山地治山等調査(施設整備主体タイプ)の「報告書等の作成」のうち、「製図工」の歩掛を準用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">製図工</td> <td style="text-align: center;">3.00人</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	製図工	3.00人
名 称	数 量				
製図工	3.00人				

<p style="text-align: center;"><b>報告書作成</b></p>	<p>本業務は山林での現地業務であり、治山林道必携 調査・測量・設計編（令和7年度版）計画作成等業務 山地治山等調査（施設整備主体タイプ）の「報告書等の作成」歩掛を準用する。</p> <p>なお、実際に現場作業に当たった作業員が報告書を取りまとめることになるため、技術員相当の職員が主で報告書を作成する。</p> <table border="1" data-bbox="512 450 1098 600"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">0.84 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術員</td> <td style="text-align: center;">9.04 人</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	主任技師	0.84 人	技術員	9.04 人
名 称	数 量						
主任技師	0.84 人						
技術員	9.04 人						
<p style="text-align: center;"><b>旅費交通費</b></p>	<p>調査員宿泊費及び調査員宿泊手当は、調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領（H28.4 林野庁制定、R8.4 改正）により、国家公務員等の旅費支給規定別表第二「宿泊費基準額」（職務の級が十級以下の者）、同規定別表第三「宿泊手当」を適用する。</p> <p>ライトバン損料は同要領の「ライトバン損料等」を適用する。</p>						